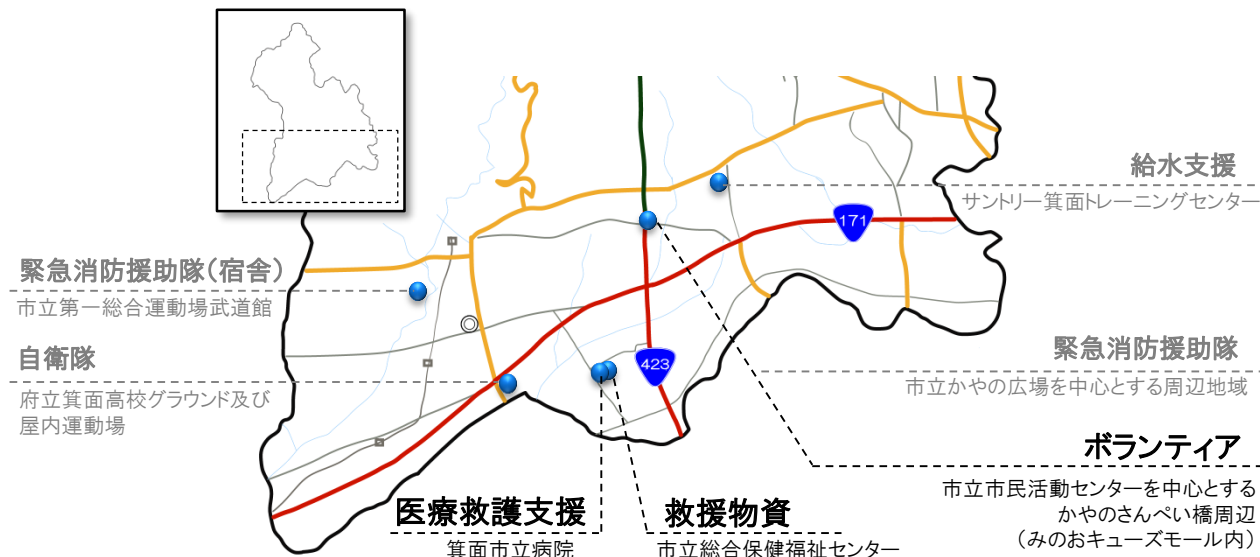


1. 拠点の再編

1 外部支援受け入れ拠点を再編

- 救援物資の受け入れ拠点を「市立総合保健福祉センター」とします。（第二総合運動場から変更）
- ボランティアの受け入れ拠点を「市立市民活動センターを中心とするかやのさんぺい橋付近（みのおキューズモール内）」とします。（ライフプラザから変更）
- 医療救護支援の受け入れ拠点を「箕面市立病院」とします。（ライフプラザから変更）
※「ライフプラザ」は箕面市立病院、総合保健福祉センター、介護老人保健施設など数施設の総称であるため、正確な記述に改めたもの）



● 救援物資受け入れ拠点

- * 市立総合保健福祉センターは多数の職員が常駐し、必要な機能、設備が確保できているため、大規模災害時に職員が長期間にわたって24時間稼働する拠点として適している。
- * 緊急交通路である国道171号と国道423号に近接しており、物流ハブの立地として適している。
- * 屋内空間に余裕があるため、地下駐車場をメインの物資置き場として使用するほか、拡張スペースを確保できる。

● ボランティア受け入れ拠点

- * 市のランドマーク的な場所であり、鉄道開業後は新駅になるため、遠方からのボランティア参加者にわかりやすく、鉄道により輸送力も高まる。
- * 店舗営業の再開により、ボランティアの食料や日用品調達に利便性が高い。

【物流のための機能強化】

- * 市立総合保健福祉センター地下駐車場への進入路を大型トラックが通行し、駐車場に近い場所で荷捌きできるよう拡張（本年度内に完了）
- * 新たに「災害時物流システム」を構築し、避難所とライフプラザ、災害対策本部に端末を配備（システム設計中）

2 予備的避難所を位置付け

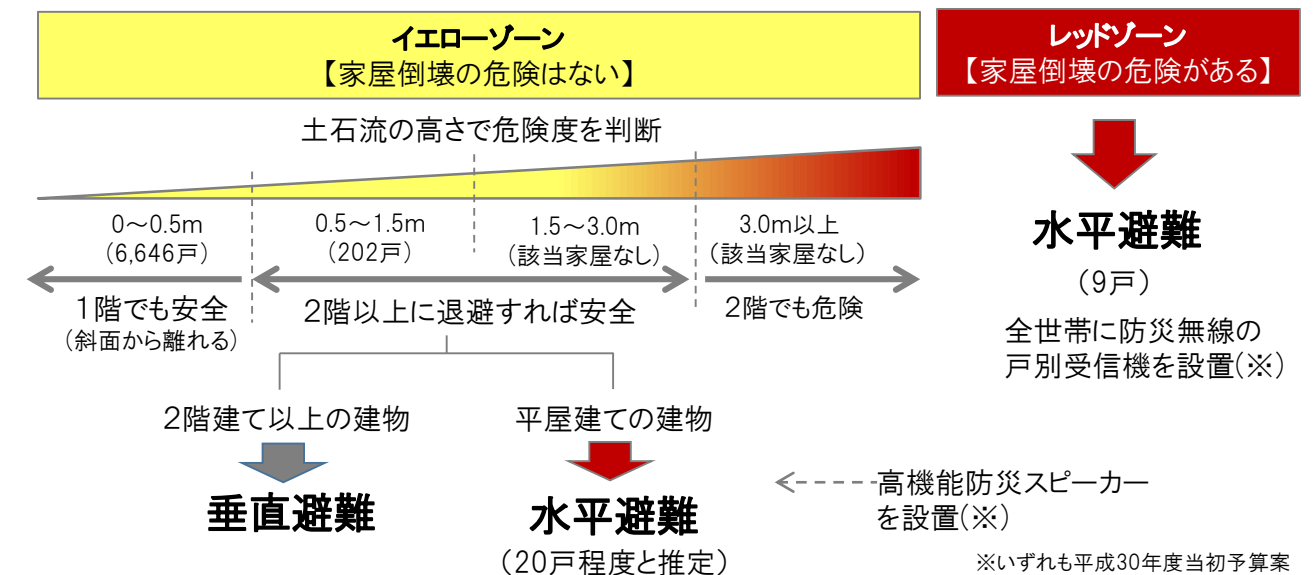
- 北小学校、萱野北小学校、第一中学校を「予備的避難所」に指定します。

- この3校は、土砂災害ハザードエリア内にあり、地区防災委員会の判断で開設する「最初に開設する避難所」や「拡張する避難所」、あるいは風水害時の避難所としては適さないため、現在は避難所として指定していません。
- しかしながら、貯水槽やプールの耐震化など避難所としての整備がなされていることから、**地震時において、発災後一定時間が経過した後、災害対策本部が土砂災害の危険が極めて低いと判断できる場合に避難所として使用する「予備的避難所」に指定します。**
- 予備的避難所は、「最初に開設する避難所」「拡張する避難所」すべてを開設し、避難所間で避難者数を調整してもなお避難者があふれる場合などに使用することを想定しています。

※発災直後には使用しないため、避難者のための備蓄は行わず、物資供給体制が整ったのちに開設します。
※避難所運営は災害対策本部で行います。

2. 避難の考え方の見直し

- 土石流ハザードエリア内であって、家屋の2階以上に退避することで安全が確保できる場合について、避難所への移動（水平避難）ではなく、2階以上かつ斜面から離れた部屋への退避（垂直避難）を推奨します。（ただし、垂直避難の対象家屋であっても、水平避難を妨げません。）



発令の種類	市民がとるべき避難行動
避難準備 ・ 高齢者等避難開始	・水平避難を要する世帯の者は、避難所への避難を開始 ・その他水平避難を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始（通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始） ・災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始
避難勧告	・水平避難を要する世帯の者は、避難所へ避難 ・垂直避難する世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難
避難指示 （緊急）	・避難所へ移動中の者は、避難を速やかに完了 ・垂直避難中の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難を継続 ・水平避難を要する世帯の者で、この時点で避難を完了していない場合は、近隣の安全な場所へ移動

● 避難所はこれまでどおり開設・運営

水平避難を要する世帯が存在しない校区の避難所であっても、これまでどおり開設・運営し、「家にいるのが不安」など様々な理由で自主的に水平避難する方を受け入れます。

3. その他の変更

● すべての市立学校の体育館にエアコンを整備(H30夏稼働予定)し、燃料であるプロパンガスの確保について明記

国の防災・減災対策債を活用し、全市立小中学校の体育館にエアコンを整備することから、燃料のプロパンガスについて、平常時から一定残量を確保すること、及び夏季及び冬季の災害時にはプロパンガスを早期に調達することを計画に定めます。

● 救援物資受け入れ拠点の運営を、総務対策部から生活支援対策部に変更し、生活支援対策部内に物資コントロールに専任する特別班を設置

- これまで救援物資に関してはすべて総務対策部の管轄としていましたが、受け入れ調整や調達分の発注など外部との調整窓口を総務対策部、新たに整備する受け入れ拠点の運営を生活支援対策部とします。
- 市長が特に必要と認める場合に「特別班」の設置を可能とします。（これを受け、地震時BCPにおいて、生活支援対策部内に物資コントロールを行う特別班「物流班」を設置します。）

● 「Yahoo! 防災速報」を情報伝達手段に位置付け

新たに運用を開始した「Yahoo!防災情報」をエリアメール/緊急速報メールと同等の情報伝達手段に位置付ける。